

「発見」された「立教」(金光教)と「真柱」(天理教)

—原典はどう解釈されたか. 管長制度は何をもたらしたか—

天理教の立教は天保9年10月26日とされています。これは「おふできき」に7号1. 月日より三十八ねんいぜんにて あまくだりたる元のいんねんとあり、7号は明治8年に書かれているので、そこから38年前、即ち天保9年が「月日」が教祖に入込んだ年になり、26日も「おふできき」に「26日」が3首あって、何かの記念日になっていることが分かります。10月は、「おふできき」には特に指定はないようですが、教祖の「立教」を体験した子供などの記憶に依っているようです。その立教の状況は各種の教祖伝が伝えていますが、それらはほぼ教祖が有名になってからの創作だろうとその内容などから推測されます。天理教にとっての「立教」とは中山みきという人間に「月日＝神」が入込むという主観的な体験が生じた日です。

それに対して金光教の「立教」は昭和16年に制定された教規の4条に「本教は教祖安政六年十月二十一日神伝を奉じて取次の事に従ひ」と書かれたのが最初です。それ以前、大正2年に行われた教祖30年祭の文書には「立教は安政2年」となっているそうです。即ち、金光教の「立教」は昭和16年に「発見された」のです。また、昭和29年の教規に「本教は、立教神伝により教祖生神金光大神に信委せられた取次の本義に則り、神も助かり氏子も立ち行く世界を顕現することを目的とする」とされている「取次」も昭和10年の大教会所規則第4条に「大教会所の神前奉仕(※取次と同じ)は本教至高の聖務にして他の侵犯を許さざるものとす」と記されたことで、「至高の聖務」とされました。「取次」も「立教」と同じ言い方をすれば、昭和10年に「発見された」のです。

このような例を天理教に求めようとすると、「昭和3年に「真柱」は「発見された」》という言い方が可能かもしれません。なぜこのような言い方が出来るのでしょうか。



金光教本部会堂で広前取次をする教主

おさづけを頂くために廊下で待つ修養科修了生



『天理』P104.1977.道友社

天理教を統べ理める真柱が授ける

金光教の「立教」はどのようにして「発見された」のか

《昭和3年に「真柱」は「発見された」》というテーマに入る前に、金光教の「立教」が発見される経緯についてまとめておきましょう。

右に引用してあるのが、教祖が記した自伝である「金光大神御覚書」の「立教神伝」と呼ばれている部分です。自伝にこう書いてあるのだから、教祖存命中から安政6年10月が立教とされていたと誤ってしまいますが、事実はそうではなく、すでに記したように、大正時代には「42歳—安政2年」の方が立教の時とされていました。また、ここには「取次ぎ」という言葉も出ていますが、教祖が亡くなって「お広前相勤め」ることを息子の宅吉が引き継いだ時、教内では「取次ぎ」のことを「神前奉仕」と呼んでいたようです。

「金光大神御覚書」という書物は、天理教で云えば「おふでさき」のようなものですが、「立教」や「取次ぎ」について現在伝えられている解釈に至ったのは昭和10年乃至16年頃なのです。

生神である教祖が亡くなった後、教祖存命中から教団の公認運動を担っていた息子の萩雄が神道金光教会の長、また一派独立した後の金光教の管長に就任します。教団関係者の目は岡山で誕生した信仰者集団を日本の独立宗教団体に導いていった萩雄の活躍に向けられていたと思われまます。

その陰で、萩雄の弟宅吉は教祖が行っていたように神前に早朝から夕方まで毎日座り続けて信者の話を聞くという役割を担いました。宅吉はそれを10年続けて亡くなり、その子攝胤が14歳でそれを引き継ぎます。

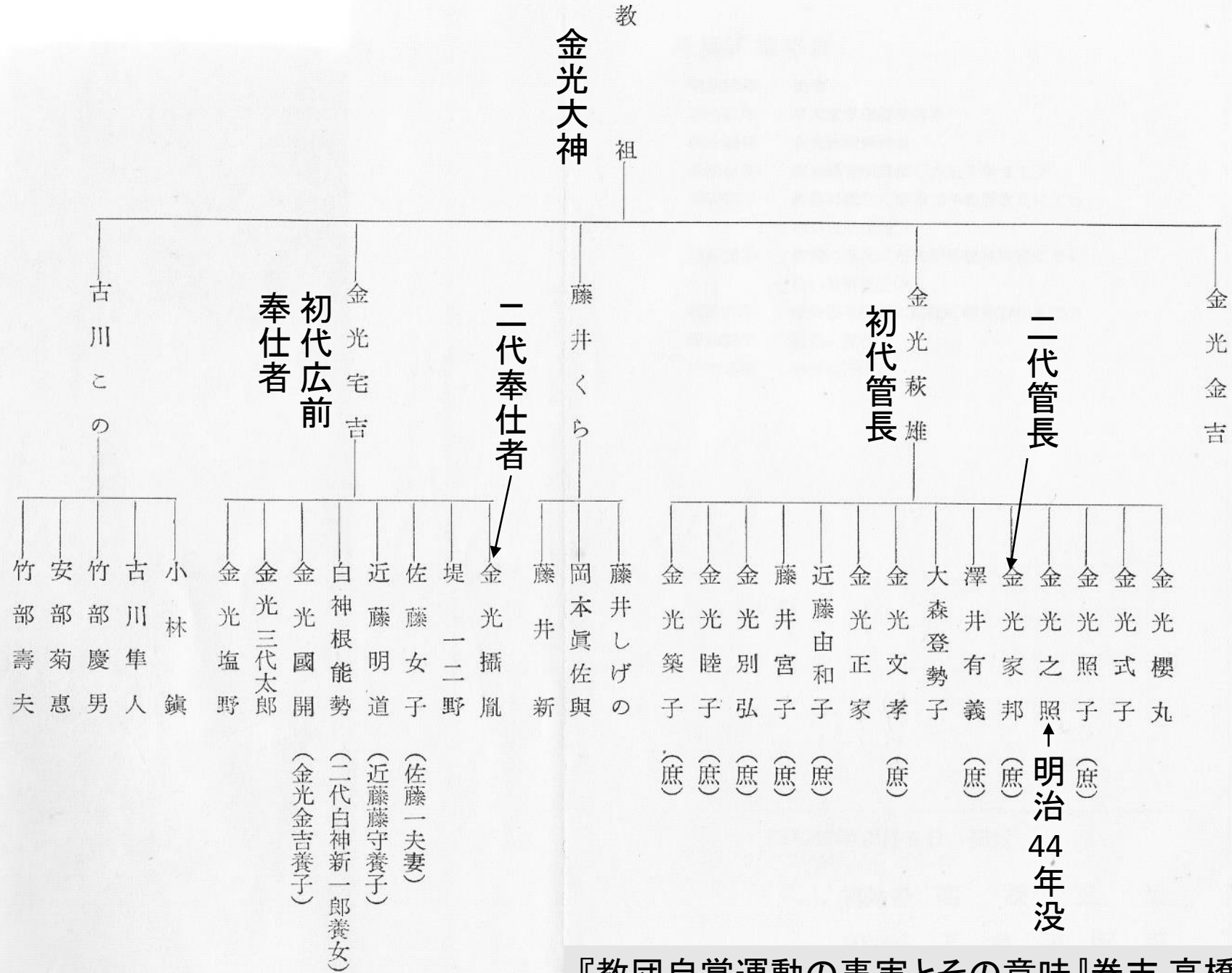
現在の金光教で「立教神伝」と呼ばれている部分

金子大明神、この幣切り境に肥灰（農業）さしとめるから、その分に承知してくれ。外家業はいたし、農業へ出、人が願い出、呼びに来、もどり。願いがすみ、また農へ出、まとも呼びに来。農業する間もなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成り。なんと家業やめてくれんか。其方四十二歳の年には、病気で医師も手を放し、心配いたし、神仏願い、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になったと思うてくれ。後家よりまし、もの言われ相談もなり。子供連れてばとぼと農業しおってくれ。此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、あいよかけ上で立ち行き、とお知らせ。一つ、仰せどおりに家業やめて、お広前相勤め仕り。安政六己未（つちのとひつじ）十月。（『金光教教典』P32.「金光大神御覚書」より）

金光教教祖の子ども

金光家系譜

金光教では、教祖存命中から教団公認化に動いていた教祖の息子、萩雄が教会長（神道教会）、管長（一派独立後）になります。教祖が存命中に行っていた広前取次ぎは萩雄の弟宅吉が継ぎます。宅吉は明治26年に亡くなり、その後をまだ14歳だった子の攝胤が継承します。対して2代管長に予定されていた之照は明治44年に亡くなり、庶子である家邦が継ぐこととなります。



大正8年12月17日、管長の金光萩雄が亡くなります。萩雄は宅吉が亡くなった明治26年に自分の後継者として嫡出子である之照を決めました。ところが之照は明治44年に萩雄より先に死んでしまいます。この時萩雄は「管長ハ金光本家ノ子孫之ヲ継承スルモノトス」と教規を改正しています。萩雄には之照の他にみな嫡出子ではありませんでしたが何人か男の子がいました。そこで家邦が管長職を継ぐこととなります。

右の文は、その家邦が管長になる前、神前奉仕を20年近く勤めていた攝胤に対し、帳場の番頭だと侮称していたことが書かれています。この記事を読むと、大正初期の頃でも神前取次というものがあまり重要視されていなかったことが分かります。また、家邦に対する教内者の感情はあまり好意的なものではなかったことも分かります。それゆえか、家邦の管長就任時に就任反対の運動が起き、教団改革の要求が出されます。その中には「大教会所ノ神聖即チ神前奉仕ノ尊嚴ヲ根本トシテ規定スベシ」といったものがあります。14歳の時から30年近く、毎日早朝から夕方まで神前に座り続ける攝胤に対する処遇について改善要求が出されています。

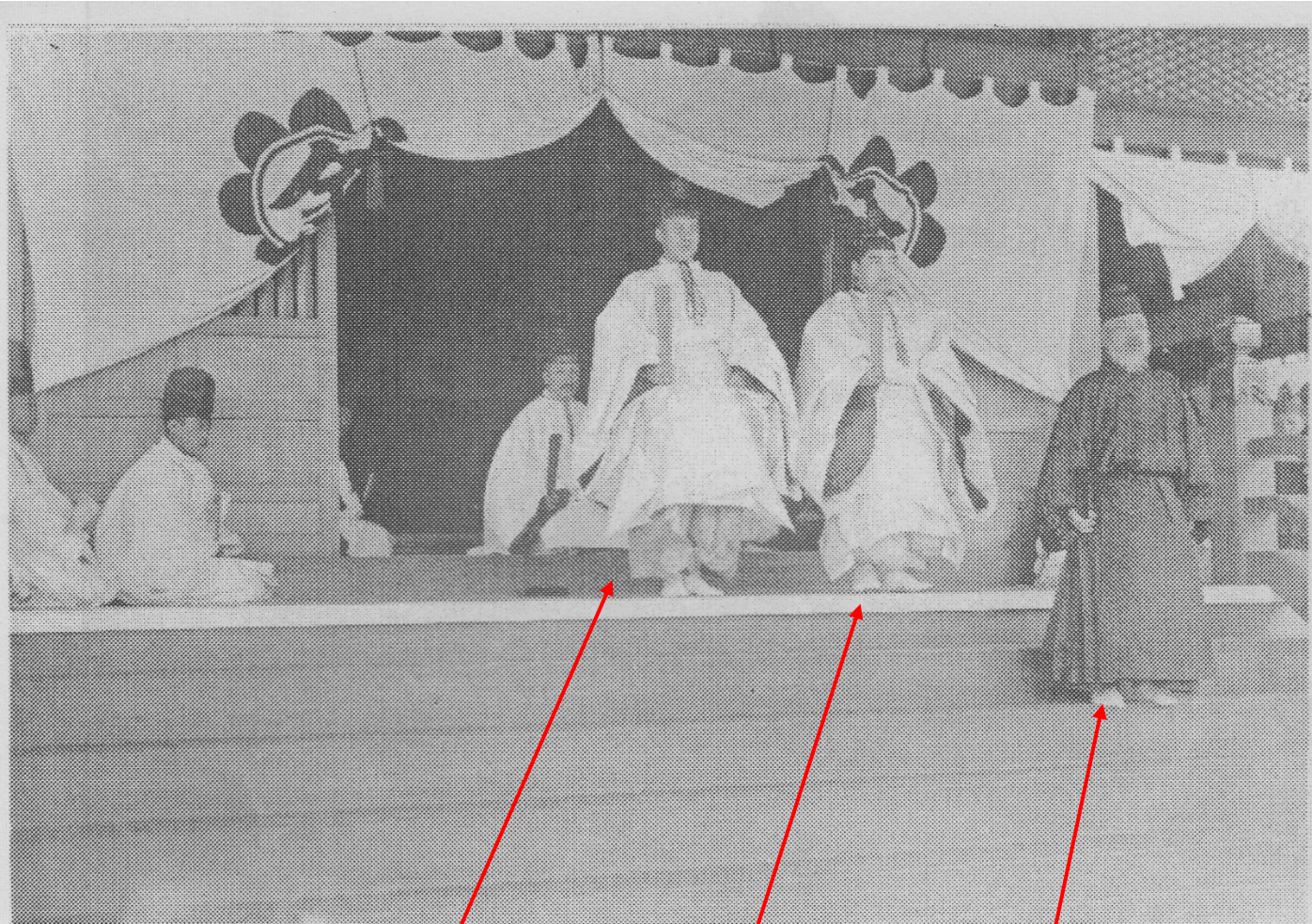
大正10年に大教会所落成祝祭が行われます。その時の写真を見ると、管長家邦と攝胤が並んでいます。これは初代管長とともに、金光教の一派独立に貢献した佐藤範雄が、管長、広前奉仕者を互いに神聖なものとして併存することを望んでいた意向の表れでしょうか。

後年の伝えによれば、大正の初年、金光家邦が広前奉仕を帳場と呼称し、その従事者を番頭と侮称していた。広前奉仕者に帰依している者にとっては、中傷であり屈辱として響いたであろうことは想像に難くない。憤激した教政者は、広前奉仕が教祖時代より間断なく行なわれていたこともあって、その位置と存在意義を確立しなければならなかった。ここに大教会所職制化の一面の要因を見出すことができる。だが、果して、当時において、広前奉仕の位置を是が非でも確立しなければならぬという意識がどの程度まで生じていたかという点になると定かでない。むしろ、広前奉仕に対する意識は稀薄であったといっても過言でない。何故ならば、管長が信仰の統率者として大教主を兼任する教規にもとづく以上、広前奉仕は管長職の代行としての地位しか与えられていなかった。そのかぎりでは、金光家邦の見解があながち的を外れていたとはいえない。帳場、番頭という呼称が語感として蔑みの響きを与えるところから、問題の焦点は、むしろ金光家邦にあり、彼の言動に反発したといえなくもない。「教団統理者選出の変遷」宮田真喜男、『金光教学』13号、1973、P43

制度調査委員会が、広前奉仕を管長職以上に価値あるものとの規定を試みたのに対し、佐藤範雄は、両者を同列におき、管長金光大陣に進言するところがあった。

教祖御帰幽後ノ大広前奉仕ノ専任職ニ在ル者ト管長ノ大任ニ就ク者トハ今ヤ三十有五年ノ久キ間ニ自然ニ定レリ是ヲ互ニ冒サザルヲ以テ本教将来ノ大計トシ又互ニ神聖ヲ保持スル所以ナリトス此ノ分界ヲ教規教則ノ正文ニスルコト（「大正七年末管長宛進言書」）（『教団統理者選出の変遷』P45）

並立する管長と取次ぎ奉仕者



大正10年 大教会所新築落成祝祭の時
管長、副管長金光撰胤さま、宿老佐藤範雄師

『教団の独立の意義を考える』P22.橋本真雄.2000



大正9年の新築になった大教会所



大正10年2月22、24、26日の大教会所新築落成祝祭風景

「金光様」になった攝胤、お上から任命された家邦管長

昭和5(1930)年、明治26(1893)年から37年間毎日神前に座り続けた攝胤は信者たちから「金光さま」と尊称され、「生神さま」と信仰されるようになっていました。それに対して管長家邦は信者とはもちろん、教会長とも日常接することのない、ただ祭典の時に顔を出す人でした。

そのような中で家邦管長は「金光様」と尊称される攝胤の存在によって自分の管長という立場が脅かされるような危機感を覚えるようになっていきます。そこで、家邦管長自身が神前奉仕を月に3日、それも1時間だけ行うことにしたのですが、37年間座り続けている攝胤に対抗出来るわけもなく、誰も来ずに止めてしまったそうです。

そんな中、教団独立三十年祭(昭和五年)における教団独立特別功労者表彰が行われることとなります。表彰者の中に神前奉仕者攝胤も含まれていたのですが、自分は何の功もないと断ってしまいます。

そこで、昭和9年に「御礼之会」というのを教会長たちが作ってその功をねぎらおうとしたのですが、これも断ってしまいます。

ところで何故このようなことが行なわれたのかというと、一般の教師・教会長でも管長に直接面談する機会が無く、その人格的な中身については無知で、ただ教祖さまの直系の孫で、お上(国家)から任命された最高の地位のお方である、という程度の認識でありました。したがって信者達にいたっては、祭典に参拝して遠くから見ることのできる、自分の信心にとっては無関心の人であります。そのお方とは対照的に、毎日欠かさず神前でお取次奉仕をされる金光攝胤副教会長こそ「金光さま」と尊称され、「生神さま」と信仰され、全教の信奉者から親愛をささげられる存在でありましたから、金光家邦管長は、そのことを最も恐れて、「お結界で奉仕する時は、すべて金光さまと呼ぶこと」「大教会所副教会長は複数とし、交替して神前奉仕を行なう」或いは「大教会所の神前奉仕は、大教会長の代理である」などと宣言して、管長自身が結界に座られたこともありましたが、誰も取次を願う者がなかったので止めてしまわれるという一幕もありました。(『教団の独立の意義を考える』P22. 橋本真雄. 2000)

取次ぎ奉仕者の表彰辞退による教祖信心の自覚と管長の権威の失墜

その結果は、ますます深くなるのは神前奉仕者への畏敬の念であり、逆に管長家邦の存在は影が薄くなるばかりの状況になっていきます。

そこで家邦の取った挽回策が攝胤の誹謗中傷記事を配布して、その存在を貶めることでした。しかしこれはすぐにその犯人が家邦であることが分かり、逆に攝胤の存在を安定したものにする活動を招くこととなります。

その活動の成果として、昭和10年に制定された大教会所規則において「大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯ヲ許サザルモノトス」とされ、「神前奉仕」の役割が明文化されます。そして、その行為は「金光大神御覚書」の中で「取次ぎ」と表現されていること、また教祖が農業を止めてそれに専念せよとの神の願いを受けた時が「立教」の時だということが自覚されます。この動きを金光教では「教団自覚運動」と呼んでいます。

広前奉仕者は正統の資格を体していたところに信奉者の信望は増していったが、その信望を確固不動のものに築き上げる端緒になったのが教団独立三十年祭（昭和五年）における教団独立特別功労者表彰であった。…広前奉仕者は「何等ノ功」がないと表彰を辞退した。…辞退によって表彰を断念せざるをえなかった教政関係者らは、続いて広前奉仕在任四十年の功労を称え、昭和九年三月、形を変えて「御礼之会」を発足させた。だが、教政者たちの要望は再度退けられた。…表彰辞退の事態に直面して、教政関係者は広前奉仕者に教祖の信心が伝承されているすがたを眼のあたりにみ、**教祖の信心をあらためて自覚すること**となった…家邦管長の威信は半減せざるをえなかった。…ここに**管長の権威を保持し、且つたかめる方法**は、ただ一つ広前奉仕者の失脚以外には考えられなかった…（『金光教学』13号P63）

『国粹新報』（昭和9年）八月二十日の記事

偽生神金光攝胤は / 何年たってもタダの攝胤 / 管長様が御結界なすってこそ / 真の生神様だ / 攝胤の結界は営業政策

悪党偽生神金光攝胤が、金光教大広前の結界から四十ヶ年一步も外に出なかったと云って、信者達は有難涙を流して喜んでいるが、善男善女とは云いながら、気のよいのにも程がある。/ 金光攝胤は四十ヶ年の結界跌座で、マンマと生神様を勝ち得たのであるが、結界から一步も出ない生きどろしの行は、教祖様や管長様がなさってこそ、真の生神様として尊敬すべきものであって、御結界跌座の行を代理人の攝胤が何十年やった所で、決して生神になれるものではない。即ち何年経っても攝胤はタダの攝胤、所謂偽生神である。（中略）かくて考えて来ると、偽生神金光攝胤こそは悪党の元祖、悪魔の権化で、絶対に人間の風上に置ける代物ではないのである。（『本科講義資料教団史改訂版3』P21. 2005. 金光教学院）

発見された「取次ぎ」と「立教」

国粹新報事件を発端として、昭和9年から10年にかけて、管長退任を求める全教的な運動が展開された。これを昭和九・十年事件と呼ぶ。（『本科講義資料教団史改訂版3』P22. 金光教学院. 2005）

昭和九・十年事件を中心として、昭和16年教規の成立に至るまでの、前後約10年間に亘る教団の動きの中から、本教の中心生命は、国家が任命した管長の教団統治にあるのではなく、教祖以来、連綿と受継ぎ現されてきた大教会所の神前奉仕（結界取次）にこそあることが確認された。この点を踏まえて、約10年間に亘る教団の動きを、第2次世界大戦後、教団自覚運動と呼ぶようになった。（『本科講義資料教団史改訂版3』P24）

金光教では昭和16年に教規が改正されて管長の選出が選挙制に変わり、同年に行われた選挙に依って金光攝胤が管長に就任し、敗れた金光家邦は「天地金光教」を作って分離します。

主題の金光様の御取次のことですが、《※大教会所規則（昭和10年6月1日）の》第五条に「大教会所ノ神前奉仕者ハ金光教祖ノ系統ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中ニ就キ云々」と述べられて、そしてその意義は、第六条に「大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯ヲ許サザルモノトス」ところあげてあります。大教会所の神前奉仕というこの御用は、本教の最も高い、至高ですね、最高の聖務、尊い務め、神聖な務めであって、他の侵犯、他から絶対に侵してはならぬという、こういう言葉で表現されている。初めて金光様がなさっている教祖様以来のこの御取次の御用ということが明確に現わされた。これもさきに申しましたように、そのときはまだ御取次という言葉ではよういわなんだ。「神前奉仕」というふうに、その形の方からようやく表現しておった。……それは立教神伝において取次と仰せられ、あるいは元治元年の神伝において取次と仰せになっておるあのことであるとハッキリ自覚せられるようになって、こんにちのように「取次」「取次」といわれるようになった。

立教神伝も、まだ公式には発表されていませんでした。あの運動の結果、だんだんこの御神伝の意義が認識され、昭和十六年の教規によって、教典中に公けにされたのであって、それまでは正面に出ていない。おかしな話ではありますが、教祖の御立教の年もながらくはつきりせず、現に教祖三十年大祭のときに本部からだされた印刷物には、教祖の御立教は安政二年となっておる。万事がそんなような状況でありましたから、御取次のことも、事実としては本教信仰の中心の力として、生きた働きをしてきておりながら、明確な自覚になっていないというありさまでした。それがここに、教規にはつきり表現せられることになったのであります。（『教団』P52）

信仰の継承者と国の制度上の最高権力者並立の矛盾

そもそもこの問題の原因は、明治時代においては慶応4年3月に出された祭政一致の布告、「王政復古神武創業ノ始ニ被為基(もとづかせられ)」ということで天皇家に繋がる神ではない教祖の教える神を説くことは許されず、そのため天皇家に関係のある神名を表に出して布教の許可を受けました。そして「三条教憲及慎誠十二条に則り惟神の大道を宣揚すへし(神道部属金光教会明治18年教則)」という目的が掲げられました。この組織の長が金光菘雄であり、一派独立後は勅任官という高級公務員と同等の待遇を受ける管長になりました。「国家の権力によって動くところの管長、管長権という別の原理で支配される」教団がそこにはありません。しかし同時に教内には教祖の信仰を受け継ぐ要素も存在します。金光教の場合は幸運にも教祖直系の金光分家が数十年間にわたり広前取次ぎという地味な仕事を果たし続けました。そして「生き神様」「金光様」という尊称を自然と受けることになりました。教祖の後継者と国の末端支配者である管長を一つの教団の中で両立させることは難しい。その調整法として、教祖の後継者が管長も兼ねるという形で金光教はこの問題をクリアーしました。

では天理教はこの問題にどのようにして対応したのでしょうか。

この神前奉仕の御用が本教至高の聖務であって、他の侵犯を許さないということになると、管長の方はどうなるか。管長が国の制度上一教統理の最高権力者であることは変りがない。そこで管長のところの規定が同時に改められて、こんな表現になっている、「管長ハ本教最高ノ栄位ニシテ、本教規ニ依リ本教ヲ統管ス」と。一方は至高の聖務、一方は最高の栄位です。

だが、こうなると、この両者の関係はどうなるか。一方は信仰の問題、一方は教団政治の問題といってしまうと、抽象的に考えれば、それで少しも問題にならぬようにみえるかも知れぬが、具体的に教団の運営について考えると大問題です。本教が宗教であり、信仰により、信仰のために働きをしていく教団である以上、その運営統理も当然信仰の中心にもとづかざるを得ぬはずであります。であるのに、その統理は、国家の権力によって動くところの管長、管長権という別の原理で支配されるというのですから、大いに問題である。しかし国家が管長制度をとっていた当時においては、これを根本的に解決する道はない。してみると、当時の法のもとで考え得ることは、せめて、管長と神前奉仕者とが同じ人になられることによって、両原理のはたらしきを調整するということが、まあギリギリの線ですね。そこへもっていくほかに道がないということになるわけです。(『教団』P54. 大淵千仞. 1968. 金光教本部教庁)

昭和20年以前の管長制による教団とは国家の権力の一部委任を受けた管長による宗教団体支配の方法

管長制というものは、これは戦前までの国の宗教制度の根本をなしていたものであります。明治十七年から昭和二十年の終戦に至るまで、この管長制が国の命ずるところによって定められておりました。……その内容はどのようなものかという、結局各教宗派には管長を置かなければならない。その管長はその宗教の教師の任免、進退を行なう権限がある。そしてそれを行なうについての拠りどころとなる規則を定めなければならない。また、管長はどうしてきめるか、そのきめ方も教規に定めねばならぬ。しかしそれらの規則、教規の内容も、その定めるところによってきまった管長が就職するについても、すべていちいち政府当局の認可を受けなければならない。さらにまた、管長として行なったことはすべて政府に報告しなければならない、とこのようになっている。つまり、国家が直接宗教を支配するかわりに、各宗教に管長という責任者をおかせる。そして、その管長にその宗教派の運営をしていく権限を与え、人事を行なう権限を与える。しかし、その管長になることについても、権限を行なうことについても、一切認可を受けさせる。こういう仕組みで間接に宗教を支配する。統制するわけです。…… / 管長制度という形において宗教統制が行なわれておったのです。従って、いねば管長というのは、国家の宗教を統制する機能を代行する仕組みなのです。すなわち、管長権というものは、国家の権力の一部を委任を受けたものであった。これが終戦まで日本の宗教には課せられておった。それによらなければ宗教としては存在することが許されなかった。…… / ところが、宗教というものは一体どういうものにかといえ、これは本教の場合は先程から申しましたような本教の意義や目的をもっておるわけです。それぞれの宗教はそれぞれの意義や目的があるのです。それは大なり小なり、少なくとも国家の権力の問題とは本質的にちがったものなのです。……

教祖様が教団組織について佐藤宿老に「この方は人が助かることさえできればそれで結構である」とおおせになった一つの重大な意味である、と私は思います。教団を組織してお上のお許しを受ける、そうすれば公に布教できるであろうけれども、そのためにいろいろな制約をうけて人が助からないことになったのではなんにもならない、人が助かることが第一だから、それができさえすれば強いて公認されなくてもよい。一番大事なところをはっきりお示しになっておられる。そういうものが宗教には必ずあるはずなんですが、戦前までの日本の宗教の在り方はどうしてもそれ一筋になることが許されず、二元的にならざるを得ぬことになっておった。一つはその宗教本来の意義、目的というもの、一つは国が要求する国家権力を代表しておるところの管長による統理、この二つの原理、といっても現実には後者によって、宗教は動かされるという在り方にならざるを得ない仕組みであったわけです。（『教団』P40. 大淵千
仞, 1968. 金光教本部教庁）

天理教は「管長制」と「信仰」にどう折り合いを付けたのか？

大正8年諸井慶五郎、「教規講義」にて教務と信仰の権限を「真柱」として統一する必要性に言及。

大正8年7月、2年前に東京帝国大学法科を卒業した31歳の諸井慶五郎が教校において「教規講義」をしています。その主要部分が右に引用したところです。天理教は明治21年に神道天理教会として認可され、明治41年「天理教」として独立します。独立以前というのは21年以降41年までということで、その時代は「教務上の権限」と「信仰上の権威」は神道天理教会の長である「教長」に集中されていた、具体的にいえば中山新治郎のことです。ところが一派独立後は「教務上の権限」である管長と、「信仰上の権威」である本部長に分かれてしまったというわけです。ただ、実態としては、教祖が身を隠された後、本席が「信仰上の権威」として明治40年まで存在します。それゆえに本席の口述記録である「おさしづ」が三原典の一つとされるわけです。この点が右の文章では無視されています。

そもそも明治期の宗教公認において、教務上の権限と信仰上の権威は並び立たない。ですから、教祖亡き後の天理教は本席飯降伊蔵と教長中山新治郎の並立状態で動いていくことになりました。しかし大正8年の段階ではその歴史が無視されています。

ただ、「信仰上の権威」を担うためには、その根拠が必要になります。その根拠として「おふでさき」にある「真柱」が持ち出されています。教長、管長である中山新治郎を教祖が「おふでさき」の中で「真柱」として道の後継者に指定していたとすればこの問題は解決します。この解決法を提示したのが右の引用部分の主旨ではないでしょうか。

教規制定前即本教の独立以前に於て、教長と云ふ御名前で前管長公の御一身に蒐中せられたる教務上の権限、並に部属一般教信徒に臨まれたる信仰上の権威と云ふものは、此教規の制定によりて少なく共形の上には二分せられたものと観念せなければなりません。即一は行政的教務の首班たる地位に立つべき管長として、一は教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長（教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』）としてゞあります。如斯（かくのごと）く我が中山家の御当主は、教規上の資格に於て別個の異りたる二つの地位に立たれるのでありますが、元々両資格は只御一人の兼ね有せらるべきものでありまして、他の冒す事を得ざる所に属しますから、我々教徒の仰で以て帰敬を捧ぐるの道に於て迷ふところはなく、要するに『真柱』としての本質に些の軽重を加ふる事とはなりません。国家法制の確立して厳存する以上、直接其支配の下に立つべき一派独立の許可と云ふ行政行為の結果、最早従前通りの慣行を固守すると云ふ事は不可能となりまして、どうしても国家の制度に準拠しなければならぬ必要上、各般の制度に付大に改廃しなければならぬ場合に立至たものが少なくないのであります。

（「教規講義」諸井慶五郎.P32. 1919—大正8(1919)年7月27日～8月2日に教校で開催された「第1回講習会講義録」）

諸井慶五郎

表1 大正14年4月10日、天理教教義及史料集成部

(掛監督) 山澤為造・松村吉太郎・板倉槌三郎・高井猶吉・宮森与三郎
 (掛) 梶本宗太郎・春野喜市・喜多秀太郎・上原義彦(1908、東洋大学専門部)・増野道興(1909、明治)・中台赤太郎(1909、明治)・増野石次郎(1914、早稲田)・中山為信(1917、東大宗教)・**諸井慶五郎(1917、東大法)**・深谷徳郎(1918、京大文)・柁井孝四郎(早稲田)・平野規知雄(1920、早稲田)・山澤為次(1923、東大社会)・小野靖彦(国学院)

諸井慶五郎は山名大教会初代会長諸井国三郎の娘婿という形で天理教に入ってきます。もともと天理教に関わりがあったのかどうかは手元に資料が分かりません。ただ、非常に優秀であったので国三郎が取り立てたのだらうと思います。

慶五郎は大正12年に山名の3代会長になり、大正14年に創設された史料集成部員にもなっています。

東京帝国大学

諸井慶五郎(1888~1976.89歳)国三郎娘婿(5女ろくの夫)1917<大正6年>東京帝国大学卒業。
 大正12年山名大教会3代会長、のちに表統領。
 諸井国三郎大正7年没、享年79歳。

表2 東京帝国大学・京都帝国大学出身者

文学部宗教学：○中山(旧山澤)為信(1917、中山分家創設、内統領)／中山正善(1929、真柱)／○☆上田嘉成(1931、教義及史料集成部主任)／○☆中山慶一(1932、表統領)／牛尾喜太郎(1934、教会長)／永尾廣海(1935、学校法人理事長)／藤原道夫(1935、教会長)／松岡忠也(1935、?)／島村規矩夫(1937、真柱継承者補導委員・高知大教会)／☆田中喜久男(1938、天理大学長・集成部史料掛)／☆諸井慶徳(1938、集成部・天理教校長)／多菊一誠(1938、亜細亜文化研究所・戦死)・松村義晴(1942、高安大教会長)

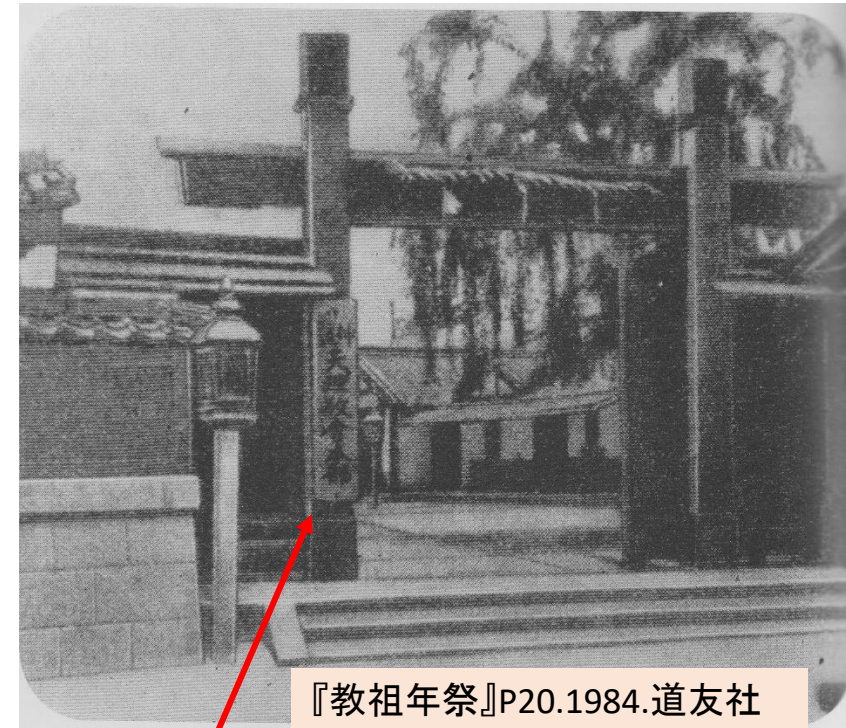
文学部(その他)：○山澤為次(1923、社会学、小学校長・集成部)／堀越(旧村田)儀郎(1916、心理学、国会議員・天理大学長)／石崎正雄(1933、国史学、中学校長・おやさと研究所)／宮下太(1934?、天理小学校長)／喜多秀義(1937、時局委員・天理高校長)／山脇国利(1936?、一れつ会理事)／林友広(1940?、大教会役員)／田村豊(1940?)／笹田陸男(1941?、分教会長)／細谷繁盛(1941?、亜細亜文化研究所・戦死)

法学部 **諸井慶五郎(1917、表統領)**／岩井尊人(1917、三井物産・大臣秘書)／東井三代次(1928、教庁印刷所長・国会議員)／岸勇一(1940、朝鮮総督府・天理大学長)／藤田増平(1939?、夕張)

「稿本天理教教伝の成立」P207.幡鎌一弘『語られた教祖』2012.法蔵館

明治39年及び明治41年当時の正門の写真

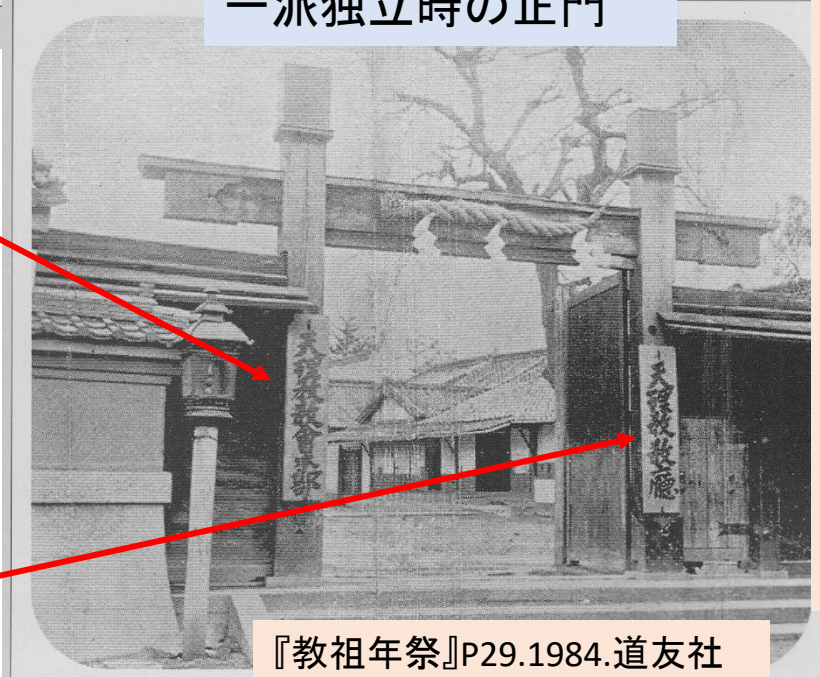
神道天理教会は明治21年4月に東京府で認可を取り、同年7月に奈良県に移転しました。その教規は／第壹条 本会ヲ名テ神道天理教会ト称ス／第貳条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス……とあります。



『教祖年祭』P20.1984.道友社

教会本部の正門 明治39年・1906 The main gate of Church Headquarters-1906

一派独立時の正門

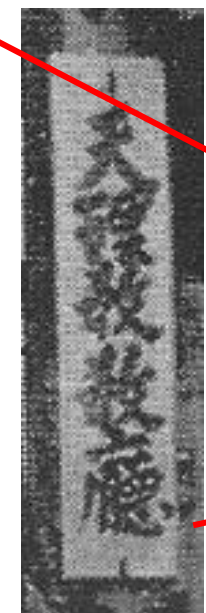


『教祖年祭』P29.1984.道友社

一派独立が認可され、神道直轄天理教会本部は天理教会本部と改められ、教会本部に天理教教庁が設置された。



神道天理教会本部



際場車停野上京東 日七十月四年一十二治明
亮之眞の影撮てに村松堂強勉師眞寫向局便郵

『稿本中山真之亮伝』P81.1963.

明治41年一派独立時の教規「第十一条 管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」と規定

明治41年に天理教は一派独立します。その時に出来た「天理教教規」では、「第十一条 管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」とあります。「おさづけ」の授訓は明治40年6月6日の本席飯降伊蔵「おさしづ」によって、上田ナライトが本席からその任を引き継いでいました。天理教にとって「さづけ」は特別な救済手段であり、さづけを取次ぐことによって親神の守護が得られるとされています。そしてそのさづけを授けるものは教祖、本席、ナライトと継承されていたわけです。しかし、明治41年教規には「管長」がその任に当たるとあって、ナライトの立場は全く認められていません。

41年教規では28条に教会本部職員として「本部長」とあります。一派独立時の教会正門を見ると、「天理教教庁」と「天理教教会本部」の看板が左右に掲げられています。この教規では授訓は管長がすることになっています。しかし、管長は「管長権」というものは、国家の権力の一部を委任を受けたもの(『教団』P40)で、「その宗教本来の意義、目的」の遂行者ではないわけです。また本部長というのは、明治21年に神道天理教会本部が出来た時から中山新治郎がその職にあったので、実態は管長と同じです。天理教にとって一派独立の時点で「宗教本来の目的」を遂行する者は中山家とは関係のない上田ナライトしかいなかったのです。

【天理教教規（明治41年）】 第一章 名称教旨及祭神

第一条 本教ハ天理教ト称ス / 第二条 本教ノ教旨ハ天理教教典ニ依ル

第三条 本教ニ於テハ左ニ列記シタル十柱ノ神靈ヲ奉祀シ之ヲ天理大神ト奉称ス

國常立尊 國狭槌尊 豊斟淳尊 大苦邊尊 面足尊 惶根尊 伊弉諾尊 伊弉册尊 大日靈尊 月夜見尊

第二章 教庁及教会

第四条 天理教教庁ヲ奈良県大和国山辺郡丹波市町大字三島教会本部内ニ置キ本教ノ教務ヲ総管スル所トス

教庁出張所ヲ東京ニ置ク 一中略一

第三章 管長

第九条 管長ハ教祖ノ血統ヲ以テ世襲シ内務大臣ノ認可ヲ経テ就職ス / 第十条 管長ハ一切ノ教務ヲ総判ス

第十一条 管長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス / 第十二条 管長ハ教師ヲ命免ス 一中略一

第二十八条 教会本部ノ職員ハ左ノ如シ 本部長 執事 / 第二十九条 本部長ハ教会本部ノ教務ヲ監理ス

一中略一

管長襲職規程 第一条 教規第九条ニ依リ中山家男戸主管長タルモノトス

一以下略一

大正3年、初代管長中山新治郎から管長摂行者山沢為造へ

大正3年、初代管長中山新治郎が亡くなります。翌4年1月新治郎の息子正善が11歳で管長、その摂行者に山沢為造がなります。それは天理教の最高権限者になったことを意味します。

大正7年、おさづけ授訓者がナライトから新治郎の妻であり正善の母であるたまえに代わります。代わる経緯がどのようなものであったかは別にして、授訓者が中山家の人間になったのです。

ここで問題になるのは「授訓者」としての正当な継承理由があるかないかということです。また、摂行者である山沢為造の頭には正善が管長に就任した時点で、「授訓者」を正善にすることもすでに描かれていたと思われます。その場合も正当な継承理由が問題となります。

この問題をどう解決するか、そこに登場するのが、明治8年の「教規講義」にある「教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長(教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』)」です。

大正3年初代管長中山新治郎の死と後任管長、摂行者の認可

大正三年十二月三十一日、午後二時三十分、凶らずも初代真柱様のお出直しがあつた。御齡数え四十九才にてあらせられる。／ 初代真柱様には、この年の十二月始め、俄に心地すぐれさせられず、爾来日一日とお身上は重くなられたかに見えた。重大なる時局に当り、且つ又、落成奉告(※本部神殿、北礼拝場)の一大祝祭を、尚また教祖三十年祭を、すぐ目前に控えて、道全般は、我が生命にかえてもと、来る日も来る日もひたぶるの祈りを捧げたのであつた。然し、今は早やその甲斐もなかつた。しんを失つた今、衆皆愕然(がくぜん)憂愁色を喪い、働天哭地(どうてんこくち)、唯茫然として、涕涙の滂沱(ぼうだ)たるを覚ゆるのみであつた。(『潮の如く 上』P155. 上村福太郎. 1959. 道友社)

後任管長と摂行者決る(大正4年1月21日)

初代真柱様お出直しに就き、後任管長として、中山家嗣子正善様を推薦、一木喜徳郎文部大臣に請願中の処、同四年一月二十一日附、認可あり、同時に正善様未成年の故を以て、一月二日、山沢為造氏を、管長職務摂行者に選定、同大臣に請願中の処、これ又、同日附認可されているのである。(『潮の如く 上』P157)

大正7年7月11日たまえ、おさづけを渡す

去る明治四十年六月より、飯降本席様のあとを受けられ尊いさづけの理を渡されていた上田ナライト様には、お身上となられ、この大正七年三月下旬以来夏に至るも、ずっとお運びがなかつた。本部にあつては、一刻とてゆるがせに出来ない世界たすけの上から、いろいろと決議の上、親神様に右の事情を申し上げ、御守護を頂くべくひたぶるの祈願をこめられたのであるが、容易に御平癒の様子は見られなかつた。本部にあつては、更に熟議の結果、ナライト様のお身上御全快まで、おふでさきの上から思案させて頂いても、その他、すべての点で尊くあらせらるる初代真柱奥様が、お運び下さることになつたのである。初代真柱奥様には、同年七月十一日夜よりその第一回の授訓をお運びなされている。(『潮の如く 上』P178. 上村福太郎. 1959. 道友社)

大正14年4月23日中山正善、2代管長に就任。大正14年教規では、「本部長ハ信徒ニ対シ授訓ヲナス」とある。

管長就職奉告祭を執行

同大正十四年三月三日には、左の如く管長就職奉告祭執行の達を出された。

達第六拾七号 / 部下一般

天理教管長中山正善殿本年四月丁年ニ達セラレ就職相成候ニ付同月二十三日就職奉告祭執行候条此旨相達候事

大正十四年三月三日 / 天理教管長中山正善職務摂行者 山 沢 為 造 一 中 略 一

管長御就職奉告祭は、真柱様の御誕生日である花曇りの四月二十三日、午前九時より、実に厳かに執り行われた。即ち、式は、午前七時三十分の、第一号砲で以て、教師集合所へ参集、同八時三十分の第二号砲で以て、教師祭場へ登場、午前九時、鈴木奈良県知事外数多来賓着席に次いでくりひろげられたのである。（『潮の如く. 上』 P228）

【中山正善が2代管長に就任以後、おさづけを渡す？】≪行政的教務の首班たる地位に立つべき管長として、一は教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長（教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』）≫の統一

大正14年に中山正善が管長に就任します。その時、教規が変わり、「授訓者」は明治41年の「管長」から「本部長」になります。「行政的教務の首班たる地位に立つべき管長」から「教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長」になったわけです。この時、実際の授訓者も「たまゑ」から正善に替わったと思われまふ。そこで必要になるのは、「教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』」であることの根拠です。

【信仰継承者たる根拠一覽】

教祖（生き神）

⇒本席（飯降伊蔵）。「どうも今の処の仕事場と言うた事を消して、本席と定めて渡そうと思えども、このまゝでは残念々々。さあさあ本席と承知が出けたか／＼。さあ、一体承知か。」（「真之亮より、飯降伊蔵の身上差上げ」）（明治二十年三月二十五日）

⇒上田ナライト。おさしづ「今日から十分のさづけを渡す。くはしい事いらん、あしきはらいのさづけや。今日からは十分さづける、あとはぜんのかたどほりや。」（明治四十年六月六日）

⇒中山たまえ。おふでさき「7号72. なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるてゑをしいかり」

⇒中山正善。おふでさき「3号8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい」（中山新治郎が「真柱」） 16

眞之亮誕生

同年、おはるが懐妊した。教祖は、

「今度、おはるには、前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの眞之亮やで。」

慶應二年

と、懐妊中から、仰せられて居た。月みちて慶應二年五月七日、案の定、

玉のような丈夫な男の児が生れた。教祖は男児安産の由を聞かれ、大そう喜ばれた。そして、

「先に長男龜藏として生れさせたが、長男のため親の思いが掛って、貰い受ける事が出来なかつたので、一旦迎え取り、今度は三男として同じ魂を生れさせた。」

と、お話し下された。

『稿本教祖伝』P66

こうして、梶本家の嫁となつたおはるが、初めて懐妊した時、教祖は、三度お腹を撫で、三度息を掛けて置かれた。すると出産の当日は、偶々大地震と立て會うたが、産婦は何の異状も無しに安産した。これが長男龜藏である。

が、この龜藏は間もなく迎え取りとなり、次男松治郎が生れた。その後、教祖は、

「今度、おはるには前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの眞之亮やで。」と仰せになった。

やがて月満ちて、お言葉の如く、まる／＼と肥つた玉のような男児が出生した。これが、眞之亮である。お聞かせ下された處によると、

「先に長男龜藏として生れさせたが、長男のため親の思いが掛かつて、貰い受ける事が出来なかつたので、一旦迎え取り、今度は三男として同じ魂を生れさせた。」

『稿本中山眞之亮伝』4頁

との事であった。

『稿本天理教教祖伝』と『稿本中山眞之亮伝』には、教祖が眞之亮が生まれる前からその子が「真柱の眞之亮」であることを言われたとあり、これが「教義の淵源」たる本部長＝新治郎(眞之亮)＝真柱説の根拠になっています。

この説の出典は『正文遺韻』の「帯屋許之始」(昭和十二年発行版39頁・諸井慶五郎編)によっています。同書の著者である諸井政一は明治二十一年、十二歳の時に地場(天理教本部)の人となり、明治三十六年、二十七歳を以って不歸の客となりました。同書はその間における先人からの聞き書き集です。ですからこの話は明治36年以前に地場に伝えられていたこととなります。

「帯屋許之始」の話をもとにして、この伝承を裏付けするように、教祖は「おふでさき」に「真柱」について書かれ、本席飯降伊蔵も「おさしづ」に「生れ出ん先からのいんねんの事情(明治23.4.20)」と話されたということになります。

「真柱」の根拠が「おふでさき」「おさしづ」「教祖話の伝承」によって裏付けられており、宗教本来の意義、目的の遂行者として「たまえ」「新治郎(真之亮)」の正統性があることになります。

ただここで疑問に思うのは、大正8年の「教規講義」で諸井慶五郎が「元々両資格は只御一人の兼ね有せらるべきもの」とこと改めて問題にしたのはなぜかということ、また、教祖亡き後、「おさづけ」を渡し「おさしづ」を与えられた本席こそ「信仰上の権威」ではなかったかということです。

帯屋許之始

さて又、おきみ様の御はる様は、御夫婦御仲至つてむつまじく、たのしく御暮し被遊まして、三年の後、則ち、安政二年に、御子様は御できなされまして、其時始めて、神様のおびやゆるしといふ事を御きかし被下たのでござります。神様、何もかも、うちからためしして見せるでと御話しでござりまして、御はるさまに御授けになりました。そこで、おはる様は、神様の教へ被下通りにして、御安産なされまして、御生れになりましたのが亀松様と申す御方でござります。

註 此頃の御許は、御教祖様御息を頂かして被下たるなりと。御供御下付なりしは後の事なり。(辻先生に承る)

此の亀松様は、六歳にして御向ひ取りになりました。其時御教祖様御越しになりまして、少しも御なげき被遊ず、更に御悔みもあらせられず、亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は庄屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられましたさうでござります。それから七年たちまして、此の御方御生れになりました。其時に、教祖様の仰せになりました事を、おはる様も御忘れ被遊て、□□といふ名前を御つけになりますと、御教祖様御きゝになりまして、『これはせんの亀松やで、真之助と名付けるのやで』と、御聞かし被下ますから、早速真之助と御改称になりまして、後間もなく助を廃せといふ御達しがありましたので、そこで新治郎と御改めになりました。即ち、只今の御本部長様でござります。

註 亀松様前生は御教祖様の生父様なりとの御咄。(辻先生に承る) (『正文遺韻』P39.昭和12(1937)年)

『おふでさき』における「しんばしら」の根拠

3号8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい

【註釈】 八、親神が心から急ぎ込んでいるのは、一日も早く中心を定めたいという事である。 註 しんのはしらとは、中心柱の意であって、元来は建築上の用語である。故にすべて、しんとなるものを言うておられる。／ 本教では、おつとめの時はかんろだいをさし、人の時にはこの道の中心になられる方をさし、心の時には中心思想を言う。／ 即ち、人類創造の理を現し、たすけ一条の信仰の中心地点を示すかんろだいを、「にほんのしんのはしら」と仰せになり（第八号八五参照）本教の中心たるお方を「うちをふさめるしんばしら」と仰せになっている。（本号五六参照）／本歌は、かんろだいのつとめの完成を目指して、この双方にわたり、建設確立をお急き込み下さっている。》

3号56. このたびはうちをふさめるしんばしら はやくいれたい水をすまして

【註釈】 五六、この度は、人々の心を澄まして中山家の後継者として、又道の中心たるべきしんばしらを早く入れたい。 註 うちをふさめるしんばしら 本歌御執筆の明治七年には、真之亮様は九才になられ、御出生前からしんばしらの真之亮と呼ばれて将来中山家の後継者となり、又道の中心となられる事に定めておられた。そして真之亮様は早くからおぢばへ来ておられたが、一日も早くおぢばに定住させたい、とお急き込みになったのである。本教ではお道の中心と仰ぐ方を真柱様と申し上げる。（本号八註参照）

『おさしづ』における「しんばしら」の根拠

明治二十三年四月二十日（陰暦三月二日）

同日午前八時、中山会長の御伺

……このやしきのしんばしらと成るといのは、生れ出ん先からのいんねんの事情、一つの理。分からん先から先にしんばしらと言うも、前々より諭してある。……

『おさしづ』は昭和2年より刊行

『おさしづ研究上』（山本久二夫・中島秀夫著1977・二一八頁）

このやしきで真柱になるということは、生まれる前からの深いいんねんによることなのである。男か女かもわからないような、生まれないさきから、真柱と言ったのも、実は深いいんねんがあるということを経験したのにはほかならないのであって、こうしたことは、前々から諭してあるはずである

さて又おみき様のお春様が、御夫婦仲至つて睦しく楽しくお暮し遊ばされまして、三年の後即ち安政二年、お子様がお出来なされて、其の時初めて神様の帯屋許しと云ふ事をお聞かせ下されたのでございます。神様は「何もかもうちからためしてみせるで」と云ふお話でございまして、お春様にお授けになりました。したさうで、お春様は神様の教へ下された通りにして、御安産をなされました。お産れになりましたのが（帯屋始め）龜松様と申すお方でございます。この龜松様は、六年にしてお迎ひ取りになりました。この時教祖様がおこしになりまして、少しもお嘆き遊ばされず、更にお悔みもあらせられず、龜松様の死體をお抱き遊ばして、

「是は庄屋敷の眞柱眞之助やで」

と仰せられましたさうでございます。それから七年たちまして、此のお方がお生れになりました。その時、御教祖様の仰せになりました事は、お春様もお忘れ遊ばされて、

「どういふ名前をおつけになります」

と教祖様にお聞きになりましたところ、

「それは前生龜松やで、眞之助と名づけるのやで」

と仰せ下されましたから、早速眞之助と御命名になりました、後間もなく「助」廢止と云ふも達しがありましたので、そこで新治郎と御改名になりました。即ち、只今の本部長様でございます。

（辻先生のお話によれば龜松様前生は、御教祖様の御生父様であると）

「帯屋許之始」は『増野鼓雪全集』が初出

『増野鼓雪全集第五卷』には、「本部長様」（P167）という題で『正文遺韻』の「御息女縁付」と「帯屋許之始」の部分が出ています。さらに「本部長奥様」（P200）の題で『正文遺韻』の「御秀様死去」と「一寸咄万世始」の部分が出ており、ここには、お秀の魂が生まれ替わったのが御本部奥様のたまえ様であるという話と、教祖が亡骸の龜蔵を抱き上げて「庄屋敷のしんばしら、しんの助やで」という話が出ています。「本部長奥様」の方はほぼ『正文・』『・5巻』ともほぼ同文なのですが、「本部長様」の方は内容は同じですが、細かな部分ではかなり異なっています。参考に掲げておきます。

此の『道すがら外編』は二篇とも、先年史料集成部へ提出し、其の全部を写真に御撮り頂き、又管長様より、昭和十一年一月号『みちのとも』誌上に、其の一部を御引用下されて、ありがたくも広く御紹介の栄を賜ふたのは、此の上もなき欣びである。向、此の『道すがら外編』は、昭和四年刊行の増野鼓雪全集第五卷に、『教祖伝講話』の名で集録せられてある。念の為め此の点附記して置きたい。（『正文遺韻』巻頭「編者（※諸井慶五郎）のことば」）

の部分が異なっている

「たまゑ」はなぜ明治10年に生まれたのか

ここで「筆にもお付け遊ばされた」というのは、7号65. このたびのはらみているをうちなるわ
なんとをもふてまちているやら

72. なわたまへはやくみたいとをもうなら
月日をしへるてゑをしいかり

のことで、このお歌は明治8年に書かれています。ところが「本部長奥様」である「たまえ」が生まれたのは明治10年2月15日で幼名は「まち」です。8年に妊娠していた子が生まれたのが10年では妊娠期間が長過ぎるということは誰でも気付くことです。この理由は昭和3年に実施された「おふでさき講習会」で説明されています。

それは「お秀」の生まれ変わりだから当然女の子が生まれるし、またその配偶者として外孫の真之亮をすでに決めてある。しかし中山家の後継ぎとして側の者達は男の子を望んでいる。この気持ちの違いを一致させるために、明治8年には男の子が生まれたが夭折し、10年にたまえが生まれたというものです。この男の子は中山家の菩提寺である善福寺の過去帳に「智生童子」という名前が明治12年に亡くなった「秀司子」であることになっています。

本部長奥様（※『正文遺韻』の題は「御秀様死去」）

明治三年には、秀司様の娘、おしう様と申すお方が、十八歳にして御出直しになりましてござります。此のお方は、妾腹でござりまして、母御の名前は、おやそ様と申したお方でござります。お向ひ取りになりましたのは、三月十五日の事でありまして、それより以前に、神様がおしう様に仰せられますには、「これは、勤のどうしんやで、何もする事いらんで」と、度々御聞かせ下されましたさうでござります。

—中略—

又、勤のどうしんと聞かせられましたは、いかなる埋かわかりませんが、このおしう様の魂を、七年後に今度は本妻をお迎へになつて、その腹へ宿し込みになりまして、お生れになりましたのが、只今の御本部の奥様でござりますが、御名前は玉恵様と申し上げまして、このお方がお生れになるために、神様が大層勤めをおせき込みになつて、筆にもお付け遊ばされた事を思ひますると、勤の胴心とは、先の事を仰せおき下されたのかとも、思はれます。実に神様は「見えてからといてかゝるは世界並、みえぬ先から説いておくぞや」とお筆にあります通り、先々を仰せおいて下されるのであります。彼の息の切れた小児亀松様を抱きあげて、「これは庄屋敷の真柱、真之助やで」と仰せられた事と、この勤の胴心と仰せられし事は、好一對のお話でござりまして、お二方とも則ち一度の御出かはりをなして、後には神様の仰せ通り「屋敷のしん勤のしん」となつておさめ下されましますと云ふは、実に神様の思召の深遠なる所と、恐れ入った事でござります。（『増野鼓雪全集第5巻』P200）

明治8年に「まつえ」は
出産していない！

ところが、「天理教教祖
年譜表稿案」には智生童
子は明治12年に2歳で亡く
なつたとあります。この記
録から思案すると智生童
子が生まれたのは明治11
年で8年ではありません。
とすると教祖が「おふでさ
き」7号に記した「たまへ」
は秀司とまつえの子を指
してはいなかったことにな
ります。

82	己卯
明治12	1879
<p>・秀司幼児出直（智生童子、享年二歳）。</p> <p>・七月末、大阪本田町の井筒梅治郎信仰始。</p> <p>・秋頃、小二階の建築落成す。</p> <p>・陽曆十月十九日（陰曆九月四日）、河内国教興寺村の松村栄治郎妻おさく身上につき、仲田、辻の両名が見舞に赴き、熱心な人々と共に病氣平癒のため願いづとめをしたが、折柄巡回中の巡査に咎められて袴、扇子等を没収され、逃げ残つた森田清蔵は柏原分署に拘引された。</p>	
<p>・六月、グラント来朝、七月四日参内。</p> <p>・七月、コレラ流行。</p> <p>・八月卅一日、大正天皇御誕生。</p> <p>・九月、教育令を定め、学制を廢した。</p> <p>* 五月、英印軍、アフガニスタンとガンダマツク条約を結ぶ。</p> <p>* 十月、第三回、アフガン戦役起る。</p> <p>・九月、ビスマルク、独逸同盟を結ぶ。</p> <p>・エヂソン白熱電燈を發明。</p>	

『復元39号』68頁「天理教教祖年譜表稿案」より

光唯軒明譽顯赫信女
智生童子
明治八年九月廿七日
小寒子

德樹軒門譽靈岸秀司禪定門
智生童子
明治十二年七月十四日
秀司子

寶譽妙樹禪定尼
（神葬ニテ送り善福寺ニ葬ル
墓所見立テナシ焼香引導ト五重約定ニテ）
智生童子
明治十四年四月九日
秀司

中山家
善福寺
過去帳
松枝

『復元2号』P60

親神様にして見ますと、お秀さんの魂が将来お道の柱石となるべきものでありますから、四年以前の明治三年三月十五日迎ひ取られたが、時旬を待って、再び因縁ある元の屋敷に生れ返へささうと親神様はそのお魂をしっかりと抱きしめて居られるのでありますから、将来お道の中心になる可き中山家の嫡流としては当然、女の子が生れねばならぬのでありますし、又親神様はさうしようと時旬の来るのを待ちかねて居られるのでありますから、その女の子の配偶者として将来お道の真柱となる可き人を男子に選まれた所で不思議はないのでありますが、側々の人間の心では充分得心が行かなかつたので御座ゐます。そこで親神様の自由用を示す一つの証拠として男の子を一度生れさせ、ぢきにそれをお迎ひ取りになつたので御座ゐます。それは夭折された御母堂様の兄さんに当らるゝ方で御座ゐますが、これは真柱を迎へるに就て側々の人及び内々の心を一致させるやうに親神様の自由用を御示し下されたので御座ゐます。（『おふでさき講習会録』昭和3年. P61）

本籍地、奈良縣山邊郡丹波市町大字三島村五番屋敷、平民

前戸主 養母 中山マツエ

マツエ養子

父亡 中山秀治

母亡 中山マツエ

「すけ」が使えなくなったために真之亮を新治郎に改名した。

中山家戸籍謄本

2代真柱出生以前

『復元』37号P107

慶應二年五月七日生

中山新治郎

明治十四年九月廿三日大阪府添

上郡市本村梶本惣治郎二男入籍

明治十五年九月廿二日相續

中講義 中山新二郎

補大講義

明治廿一年十一月二十日

真之亮は、秀司が亡くなった後に入籍し、まつゑが亡くなる直前に相続している。

「是は庄屋敷の真柱、真之助やで」ではない「真柱＝小寒」説もある

天理教内で初代真柱「中山真之亮」と呼ばれている方の戸籍名は「中山新治郎」です。これは明治になって名前に「すけ」が使えなくなったので「新治郎」に改名したためとされています。また、「真之亮」という名前は教祖が命名されたことが「帯屋許之始」に書かれています。

天理教の教内文献で慶應2年5月7日に生まれたこの男性の名前はほぼすべて「真之亮」と表記され「新治郎」と書かれることはまずありません。

この男性が「真柱」として道の中心になるべき人と教祖が決められたとされる根拠は「おふでさき」3号、

- 8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらはやくいれたい
- 9. このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからんととされています。これは昭和3年に発行された『おふでさき附釈義』に記され、現行版の『おふでさき註釈』もほぼ同じ文を載せています。ただ、昭和4年に発行された『神の実現としての天理教』（中西牛郎著）という本には「おふでさき」11号の解釈として「真柱＝小寒」説を載せていて、「真柱＝真之亮」説が教内で強く支持されていたわけではなかったことを感じさせます。

付け加えれば同書の3号8, 9の解釈は「真柱＝真之亮」説をとっています。著者の中西牛郎は元新聞記者で一派独立のための文書作成の手伝いで天理教に関わった人で、昭和2年に信仰的な入信を果たしたと同書に書いています。「おふでさき」の解釈を記すにあたり、いろいろな情報を得ていて全体的な統一が取れていなかったということでしょうか。

将来「道の真柱」と定められたる小寒子

「おふでさき」3号には道の後継者の意味と思われる「しんばしら、しんのはしら」という言葉が6回出てきます。この「しんばしら」の意味を定めているのが下の「註」です。ところが「註」が出来たほぼ同じ時期に「真柱＝こかん」とする説を記したのが左の資料です。

『おふでさき附釈義』昭和3年版の註

指さる。

九、此の道のしんばしらとなる人を、早くちばに引き寄せようと思うけれども、みなの方が各々勝手な思案をして心が一致してゐない。

註 親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、標本の梶本家の三男眞之亮様に決定して居られて、早くおちばに引き寄せたいと思つて居られたが、中山家以外にこれを求められる親神様の胸の中をそばの者は測りかねて、各々勝手な考へを抱き、みんなの心が一致して居なかつた事を仰せられたのである。

一〇、註「すい」とは水澆しのことである。

三号 8. しんぢつに神の心のせきこみわ

しんのはしらはやくいれたい

9. このはしらはやくいれよとをもへども
に「ごりの水でとこるわからん

『神の実現としての天理教』

中西牛郎著 昭和四年十二月二十五日 平凡社発行 P 233

三、こればかりやまいなぞとはおもうなよ月日自由用しらしたいゆへ。

これ教祖の御末女小寒子の事である。小寒子は教祖と同じく、神憑のあつた御方にして夙に神の社と定められて、其の思想、其の言行も、神に近い人であつて、教祖は最もこれを愛し給うた。然るに神の御意に合はぬ所あつて御手入れがあり、突然病に罹られたので教祖はこれ決して世間普通の疾病でないといふ御警告を與へ給うたのである。

三、このものに月日よろづのしこみするそれでめづらしたすけするのや。

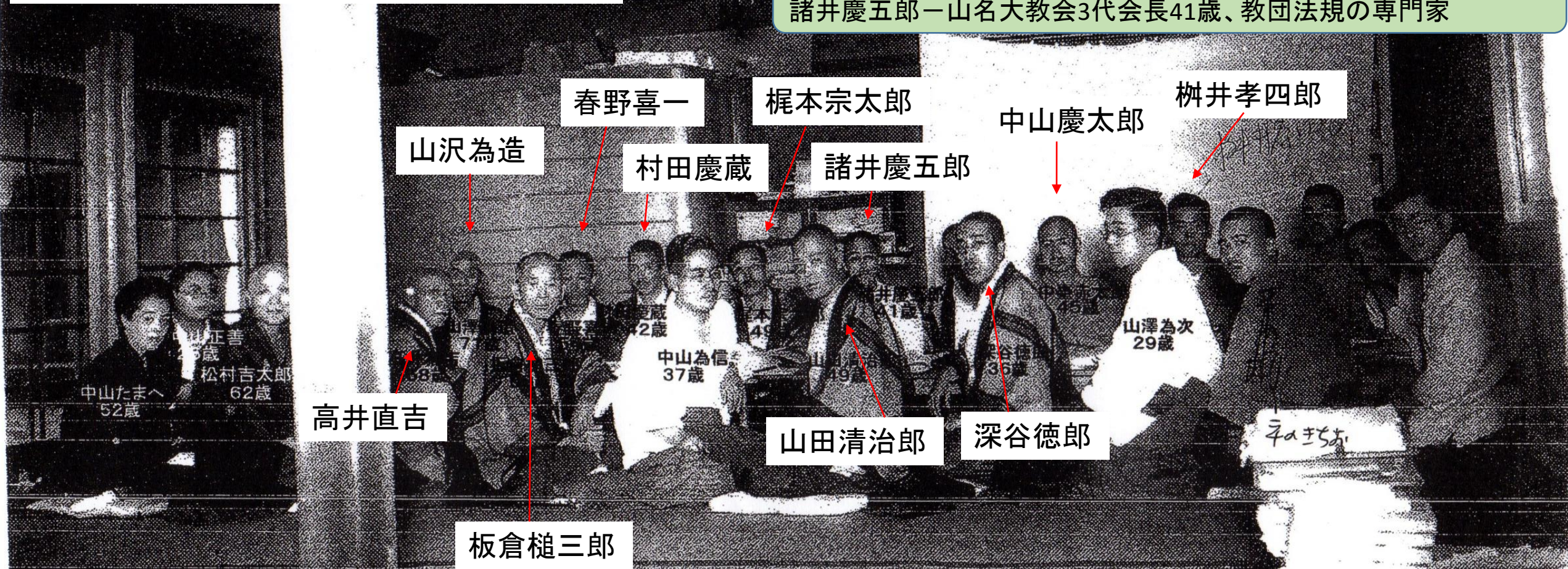
三、このことは一寸のことやおもうなよこれ日本の古記なるのや。

神に選まれ、教祖に愛せられて、将来「道の真柱」と定められたる小寒子が、三十九歳にして迎へ取られたのは何を意味するか。蓋し神意に違背するものは、何人にも斯の如くなるべしといふ神の御思召を知らせんがためである。これを普通人間にすれば、三四十歳以下にて死するものは、あり勝ちのことにして、左程注意に値ひするに足らざるも、ただこの出来事が、教祖の御愛女にして深く神に眷顧せられたる小寒子に起つたので、注意すべき事實となつたのである。愚意を以てこれを考ふるに、小寒子の死は、神がその賞罰の大公至正なることを實證し給はんがために、故らに斯くなさしめ給うたのではあるまい

『おふでさき附釈義』はどのようにして作られたのか

昭和3年8月2日おふでさき解釈の会議を終えた教義及史料集成部の写真

山沢為造—正善氏幼少期の管長職務摂行者71歳
松村吉太郎—会議の実質的責任者62歳
中山為信—山沢為造氏の長男、正善氏姉と結婚、中山分家創立
中山為次—山沢為造氏の次男、「教祖様御伝稿案」の筆者
諸井慶五郎—山名大教会3代会長41歳、教団法規の専門家



この写真の中に「小寒子略伝」などを書き、天理教校校長を大正9年から同12年に中山正善氏に替わるまで務めた増野道興(鼓雪)氏は入っておらず、同氏は「おふでさき講習会録」が『みちのとも昭和3年11月20日号』に掲載された後、同年11月27日に自殺しています。

「おふでさき」3号8が書かれた理由一秀司に男の子が出来ても真之亮を「真柱」にする意思を教祖は持っていたから

七から一四迄のお歌は、御教祖が道の真柱と御決めになった初代管長様を早くちばに引き寄せたいと御考へになりましたが、人々が勝手な思案をして、心の一致しない事に対して御さとしになったもので御座ゐます。元々親神様は櫛本の梶本家の三男真之亮様がお生れにならぬ前から、こんど生れる子はお道の真柱となるものだから、真之亮と名を付けると仰せられて、将来中山家の後継者であつてお道の真柱となる可き人であると御決めになつて置かれたのであります。それでありましてから真之亮様はお生れになつた時から中山家を嗣がるゝ事に決定せられてあつたので御座ゐます。それで成人せらるゝに連れて親神様としては成る可く早くおちばに引き寄せたいと御望みになりましたが、其当時は未だ秀司先生御夫婦が存命で居られたのでありますから、其御二人の間に男の子が生れられるやら、女の子が生れられるやら人間にとってはわかりません。若し男の子が生れられたならば、当然其方が中山家の後継者となられ従つてお道の統率者とならる可き人でありましてから、何故早まって中山家以外にこれを求められるのか、側の者は親神様の胸の中を測り兼ねて 各々勝手な考へを抱いて皆の心が一致しなかつたので御座ゐます。それのみならず中には野心を抱いて非望な考へさへ持つものがあつたと云ふ事が御座ゐますから、みんなの人は人間心の埃にまみれて親様から御賢になると非常によごれてゐたものと考へられます。それで

しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい (3号8)

と真柱となられる真之亮様を早く『ちは』に引きよせたいと御急き込みになつたので御座ゐますが、人々の心がそんな風で御座ゐますから

このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん (3号9)

と人々が親神様の御心を疑ひ、勝手な心遣ひをしてゐる事を水が濁つてゐると仰せられて、そんな事ではお道の中心である真柱を入れやうがないから、早う人間心を去つて親神様の胸の中をさとりやうと

この水をはやくすまするもよふだて すいのとすなにかけてすませよ (3号10)

このすいのどこにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや (3号11)

とおさとしになつたので御座ゐます。(「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3年11月20日号.P44)

お秀の生まれ代わりとして女の子が生まれるので、その配偶者として真柱となる男の子を決められた

(3号の) 109から117迄は親神様の自由用の理に就ておさとし下されたもので御座ゐます。

これまではどうよじざいとまゝとけどなにもみへたる事わなけれど (3号111)

これからはいかなはなしもときをいてそれみゑたならじうよぢざいや (3号112)

と仰せられまして、これ迄は親神様の御働きは自由用自在であると度々御説き下さいましたが、それが人間にわかるやうに現れて来ないから、つひ疑ふやうになるのでありますから、親神様は自由用自在の働きを眼の前に現はして見せると、お秀さんの魂を抱きかゝへて居られて因縁ある元の屋敷に生れ返へさゝうと急き込んで居られる事を

このものを四ねんいせんむかいと神がだきしめこれがしよこや (3号109)

しんぢつにはやくかやするもよふたて神のせきこみこれがたい一 (3号110)

と仰せられたので御座ゐます。此お秀さんの魂の因縁、及び此魂が秀司先生の正妻松枝様に宿って、現御母堂様の玉恵様となって生れて来られる事に関する理に就ては『おふでさき 一』の第一号六一の註釈に詳しく出て居ります上に、第一号の講師からも多少その説明がありましたし、更に詳細に亘っては第七号の講師が申上げる事になって居りますで、こゝでは重複を恐れて余り深く其問題に立ち入る事を避けますが、只一つ、本号の前講に申上げた此道の真柱たる前管長様を早くおぢばに引き寄せたいと御せき込みになった際、側々の人間心を「にごりの水」に譬へて御さとし下さいました事に関連して少し申上げさして頂かうと思ひます。それは共時にも申上げておきましたやうに、秀司先生御夫婦存命中に御教祖は、お道の真柱として櫛本の梶本家の三男真之亮様に決定しておかれた事に對して、人間の常識としては未だ御夫婦が御存命なのでありますから、今後子供が出来ないとは保証し得られない、出来るとすれば男の子が出来るやら、女の子が出来るやらわからん、こんなに早く他から迎へる事に決めて置かれて御二人の間に男の子が出来たらどうするのであらう、と云ふ案じ心があつて御教祖のせられる事が余り早まったやり方のやうに思うて色々人間心から疑を抱いてゐる。勿論その外にもほこりになる事のあつたのはすでに申述べましたが、親神様にして見ますと、お秀さんの魂が将来お道の柱石となろべきものでありますから、四年以前の明治三年三月十五日迎ひ取られたが、時旬を待って、再び因縁ある元の屋敷に生れ返へささうと親神様はそのお魂をしっかりと抱きしめて居られるのでありますから、将来お道の中心になる可き中山家の嫡流としては当然、女の子が生れねばならぬのでありますし、又親神様はさうしようと時旬の来るのを待ちかねて居られるのでありますから、その女の子の配偶者として将来お道の真柱となる可き人を男子に選ばれた所で不思議はないのでありますが、側々の人間の心では充分得心が行かなかつたので御座ゐます。そこで親神様の自由用を示す一つの証拠として男の子を一度生れさせ、ぢきにそれをお迎ひ取りになつたので御座ゐます。それは夭折された御母堂様の兄さんに当らるゝ方で御座ゐますが、これは真柱を迎へるに就て側々の人及び内々の心を一致させるやうに親神様の自由用を御示し下されたので御座ゐます。(『おふでさき講習会録』P61)27

明治から昭和20年までの時代、国家が「神」を規定したためにそれ以外の独自の神を主張することは困難になりました。その宗教統制の方法としての管長制—国家が直接宗教を支配するかわりに、各宗教に管長という責任者をおかせ、間接に宗教を支配する—は国家が宗教を統制する機能を代行する仕組みでした。

国の管理代行者としての管長に対して、その宗教独自の教理もあり、教団の中にそれを継承する部分も存在しました。その二つが教団の中に並立していれば当然教団運営で対立することになります。それを解決するには二つの役割を同一人が担うことで、両原理のはたらきを調整することが現実的な解決法になります。金光教も天理教もその方法を取りました。この二つの役割を簡単に「統制」と「教理」という言葉で表現すれば、金光教は「教理」が「統制」を取り込みました。対して天理教は、「統制」が「教理」を取り込みました。その過程で、金光教は「教祖直筆(「金光大神御覚書」)」の中に《「教理」が「統制」を取り込む》ことの正当性を見出しました。それが「立教神伝」と呼ばれるものでそこに出てくる「取次ぎ」は「本教至高ノ聖務」であるとし「取次ぎ者」が管長も兼務しました。それを実現可能にしたのは「教理」も「統制」も教祖の血統者が引き継いでいたということも要因の一つであったと思えます。

対して天理教は、「教理」の後継者(おさづけを授ける者—授訓者)は教祖の血統を引き継ぐものではありませんでした。教祖の後には飯降伊蔵—本席という高弟であり、その後は上田ナライトという40歳を過ぎた女性が本席が亡くなる直前に本席から指名されました。ところが明治41年に天理教が一派独立した時の教規には授訓者は管長と記されています。天理教団という大きな組織に対してナライトはあまりに非力でした。実際の授訓者に関係なく書類は作られたわけです。ここには教団指導部にとって「教理」の後継者も中山家の人間にしたい、なければならないという願望が読み取れます。

大正14年、新治郎の息子の正善が2代管長に就任した時、教規も変更され「授訓者」は管長から本部長(「教義の淵源たる唯一最後の道場たる教会本部長」(教祖の遺したまへる御命名に従えば『屋敷の真柱』)(「教規講義」P32))になりました。これと前後して「新治郎＝真柱」説を正当化する作業も進行していたと思われます。それは「教祖直筆(おふでさき)」の中に初代管長中山新治郎を教祖は道の後継者として指名したという解釈を施すことでした。それが「発見された真柱」です。史実をそのまま認めたのではその正当性を見出せず、そのため、教祖口伝という偽文書を作り、「真柱」に関する物語を作り上げたのです。それは昭和3年に『おふでさき附釈義』が公刊された時に完結します。しかし、その代償として、天理教は史実に基づく「教祖伝」を語る事が出来なくなってしまいました。また教祖伝研究、教理研究は「発見された真柱」像が虚構であることを白日の下にさらされる可能性を秘めることになりました。この延長線上に現在の天理教は位置しています。